

土木工事共通仕様書 第8編 下水道編

第1章 下水道

第1節 通 則

県で施工する下水道工事については、国土交通省都市・地域整備局下水道部制定の「下水道土木工事共通仕様書」に準拠するものとする。ただし、当該仕様書に定めのないものについては、本仕様書を使用するものとする。